

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成22年6月24日(2010.6.24)

【公表番号】特表2009-535425(P2009-535425A)
 【公表日】平成21年10月1日(2009.10.1)
 【年通号数】公開・登録公報2009-039
 【出願番号】特願2009-510039(P2009-510039)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)
 A 6 1 K 31/16 (2006.01)
 A 6 1 P 3/10 (2006.01)
 A 6 1 P 3/00 (2006.01)
 A 6 1 P 3/06 (2006.01)
 A 6 1 P 3/04 (2006.01)
 A 6 1 P 25/28 (2006.01)
 A 6 1 P 25/16 (2006.01)
 A 6 1 P 25/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00
 A 6 1 K 31/16
 A 6 1 P 3/10
 A 6 1 P 3/00
 A 6 1 P 3/06
 A 6 1 P 3/04
 A 6 1 P 25/28
 A 6 1 P 25/16
 A 6 1 P 25/14

【手続補正書】

【提出日】平成22年4月28日(2010.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

糖尿病、インスリン抵抗性、代謝疾患/メタボリック症候群、異脂肪血症、肥満、過体重、神経変性疾患から選択される疾患または状態予防、進行遅延または処置の、または運動持久能力の改善のための、エストロゲン関連受容体ガンマ(ER γ)アゴニストを有効成分として含む、医薬。

【請求項2】

神経変性疾患がパーキンソン病、アルツハイマー病またはハンチントン病である、請求項1に記載の医薬。

【請求項3】

処置される疾患が2型糖尿病、代謝疾患/メタボリック症候群、異脂肪血症、パーキンソン病、アルツハイマー病およびハンチントン病から成る群から選択される、請求項1または2に記載の医薬。

【請求項4】

運動持久能力の改善のための、請求項 1 に記載の医薬。

【請求項 5】

障害されたグルコースの代謝 (I G M) を有する対象の、2 型糖尿病の予防または進行遅延のための、請求項 1 に記載の医薬。

【請求項 6】

E R R アゴニストが G S K 4 7 1 6 または G S K 9 0 8 9、またはいずれの場合も、薬学的に許容されるその塩から選択される、請求項 1 から 5 のいずれかに記載の医薬。

【請求項 7】

E R R アゴニストの 1 日 経口用量 が 1 0 ~ 5 0 0 mg または 1 0 ~ 2 0 0 mg である、請求項 1 から 6 のいずれかに記載の医薬。

【請求項 8】

E R R アゴニストが、0.001 ~ 10 マイクロモルまたは 0.001 ~ 1 マイクロモルの $E C_{50}$ を示す、請求項 1 から 7 のいずれかに記載の医薬。

【請求項 9】

E R R アゴニストが、E R R F R E T アッセイ で 0.001 ~ 10 マイクロモルまたは 0.001 ~ 1 マイクロモルの $E C_{50}$ を示す、請求項 1 から 8 のいずれかに記載の医薬。

【請求項 10】

さらに 1 種以上の薬学的に許容される担体を含む、請求項 1 から 9 のいずれかに記載の医薬。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

E R R アゴニストは当分野で既知である。例えば、E R R アゴニストは、いずれの場合も例えば Zuercher, et al. 2005 に一般的に および 具体的に開示されている。

好ましい E R R アゴニストは G S K 4 7 1 6 または G S K 9 0 8 9 である。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

1 型糖尿病はしばしば小児期に診断され、およびその理由のために若年性糖尿病と呼ばれることもある。早期診断が、心臓疾患、失明、高血圧、神経損傷、および腎臓不全を含む、糖尿病のより重篤な合併症のいくつかを予防するのに重要である。しかしながら、1 型糖尿病は若年性の、痩せた個体に、通常 30 歳より前に発症する 傾向 があるが、より高齢の患者にもこの形の糖尿病が存在し得る。このタイプの 1 型糖尿病は、通常成人の選択的自己免疫性糖尿病 (L A D A) と呼ばれる。より一般的な若年性 1 型糖尿病と同様、L A D A は、インスリン産生膵臓細胞の免疫仲介破壊が原因である。L A D A はまた遅延発症型 1 型糖尿病、成人の後期発症自己免疫性糖尿病、および 1 型糖尿病としても知られる。若年性 1 型糖尿病と L A D A の主要な差異はその診断年齢である - 一般に 30 歳以上。L A D A を診断する方法は、例えば特許出願 W O 2 0 0 5 0 5 4 5 1 2 A 2 に記載されている。それ故に、1 型糖尿病は全ての年齢に存在し得て、臨床的顕在化の年齢を決定する因子は未知である。